

高齢者虐待対応マニュアル

令和 7 年 4 月

松江市

はじめに

近年、高齢者が家族等から様々な形で暴力を受けるなどの『高齢者虐待』が深刻な社会問題となっています。

国は、高齢者の尊厳の保持や高齢者に対する虐待防止が重要であることから、平成18年に『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』(高齢者虐待防止法)を施行し、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた者に対する適切な支援を行うための体制づくりを始めました。

こうした状況を受けて、本市においても、地域包括支援センターと連携して高齢者虐待の防止、対応にあたってきたところですが、近年の高齢者虐待の様相は、多様・複雑になってきており、円滑かつ迅速に対応するためには、対応方法の整理や職員の力量形成等が課題となっています。

このような課題を踏まえ、松江市では、『高齢者虐待対応マニュアル』を作成しました。本マニュアルを関係機関の皆様と共有することによって、一人ひとりの虐待に関する認識が高まること、更に関係者・関係機関が連携を強化することによって、今後の高齢者虐待防止促進の一助となれば幸いです。

目次

1 高齢者虐待とは	1
2 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点	4
3 養護者による高齢者虐待について	5
4 養介護施設従事者等による高齢者虐待について	16
 【参考資料】	
各シート①～⑤	21
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	28
松江市高齢者虐待予防対策事業実施要綱	41
老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に関する要綱	46
養護老人ホームへの緊急入所措置に関する要綱	49
特別養護老人ホームの「特例入所者」の取扱いについて	51
松江市地域密着型サービス事業の利用に係る基本方針	53
相談・連絡先一覧	54

1 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待は、「養護者」によるものと「養介護施設従事者等」によるものに分類され、以下のように定義されています。

1) 「養護者」による高齢者虐待

養護者とは「高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外の者」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。ただし、養護者でない同居家族からの虐待についても、高齢者虐待防止法による対応を行っていくことが必要です。

2) 「養介護施設従事者等」による高齢者虐待

養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。これには、直接介護に携わる職員のほか、経営者や管理者も含まれます。

(2) 高齢者虐待の種類

高齢者虐待防止法では、「高齢者」は「65歳以上の者」と定義されています。

高齢者への虐待の種類については、「身体的虐待」・「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」・「性的虐待」・「経済的虐待」に分類しています。

一人暮らしなどの高齢者の中には、認知症やうつなどのために生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことができない等の理由から、客観的にみると本人の人権が侵害されている事例があり、これをセルフネグレクト（自己放任）といいます。

セルフネグレクトを虐待に含めるかどうかについては議論があるところですが、高齢者の尊厳を守るという観点、支援を必要としているという「状態」に着目して、適切な対応を図っていくことが求められます。

虐待の種類	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>《具体例》</p> <ul style="list-style-type: none">◇平手打ちをする・つねる・殴る・蹴る◇無理やり食事を口に入れる◇身体を拘束・抑制する
介護・世話の放棄放任（ネグレクト）	<p>介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、結果として高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。意図的であるか否かは問わない。</p> <p>《具体例》</p> <ul style="list-style-type: none">◇入浴させず異臭がする◇水分や食事を十分に与えない◇必要とする介護・医療サービスを制限又は使わせない

心理的虐待	<p>脅かしや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的に苦痛を与えること。</p> <p>《具体例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇排せつの失敗を嘲笑する ◇怒鳴る・ののしる・悪口を言う ◇意図的に無視する
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為。</p> <p>《具体例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇排せつの失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ◇キス、性器への接触 ◇セックスを強要する
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>《具体例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ◇本人の自宅等を本人に無断で売却する ◇年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する
セルフネグレクト (自己放任)	<p>本人の意思または本人の判断能力の低下により、自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に自ら追い込むこと。</p> <p>《具体例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇脱水症状、栄養不良 ◇危機的、非安全な生活水準 ◇不衛生な住居 ◇介護拒否

(3) 経済的虐待について

1) 経済的虐待の捉え方について

経済的虐待については、高齢者が子の生計を支えている場合などもあり、虐待に当たるかどうかを判断することが困難な場合が少なくありません。

経済的虐待に当たるか否かは、高齢者本人が納得し、その意思に基づいて財産が管理されているか、実際に高齢者本人の生活や介護に何らかの支障が出ていないか、などが判断のポイントとなります。

たとえ高齢者本人が納得していると思われる場合でも、これまでの家族関係や虐待に対する心理的圧力などから、合意せざるをえない状況であることも考えられます。

本人の意思が表面的なものである可能性を踏まえ、真意を丁寧に確認していくことが重要です。

高齢者本人が認知症などにより判断能力が不十分と考えられる場合には、財産を管理している人と本人との関係や、客観的にみて本人の利益にかなっているかどうかを考慮し、判断する

必要があります。

2) 経済的虐待への基本的な対応

経済的虐待は、高齢者の預貯金等を管理している養護者によって行われることが多く、その大半が利用した介護サービス料の未払い等でサービスの継続利用が困難になった場合に発覚します。通報や介護サービス事業所等からの相談を受けた場合は、以下の点に配慮しながら対応します。

① 虐待の認識の確認

養護者の中には、高齢者の年金や預貯金を高齢者本人の意思や利益に反して使用することが『経済的虐待』にあたる認識がないことも多く見受けられます。

事実の確認と併せて、高齢者本人や養護者へ『経済的虐待』についても説明し、介護サービス事業所等への未払い金がある場合には、支払いを促すなど、現状の改善を求めます。

一定の期限を過ぎても、改善が見られない場合には、『経済的虐待』として、経済的な分離や生活拠点の分離の対応を行います。

② 養護者への支援

養護者が高齢者の収入に頼って生活している状況が経済的虐待につながることも多くあり、養護者の経済的な問題の解決に向け支援することで、高齢者本人の財産の保全がなされることも期待できます。

養護者の生活基盤の再構築のため、生活保護制度の利用や「松江市くらし相談支援センター」へのつなぎを行います。

③ 本人意思の確認

養護者へ『経済的虐待』の説明や経済的な問題の解決に向けた支援を行っても、改善が見られない場合には、高齢者本人の財産保全のための対応を行うことになります。

ア. 本人に判断能力が認められる場合

本人の意思に基づいて、本人が銀行口座の変更や施設への入居などの手続きをすすめる際に必要な支援を行います。

イ. 本人の判断能力が不十分な場合

成年後見人の手続きを行い、本人の財産の適正な管理を委ねます。

ただし、在宅での生活が難しい高齢者で、施設への未払い等があるため、今後の施設利用が困難である、または、親族等の協力を得ることができない場合には、『やむを得ない措置』で対応しながら、成年後見の手続きを進めます。

2 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点

（1）発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目のない支援が必要です。

（2）高齢者自身の意思の尊重

高齢者虐待は、「成人と成人」の人間関係上で発生することがほとんどです。「被害者－加害者」という構図に基づく対応ではなく、介護保険制度の理念と同様、高齢者自身の意思を尊重した対応を行うことが必要です。ただし、高齢者の生命や身体、財産が危機的な状況におかれている場合は、「自己決定の尊厳」よりも「高齢者の安心・安全の確保」を優先させます。

（3）虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣とのつきあいがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

（4）虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。民生児童委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、虐待を未然に防いだり、仮に虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みを整えたりすることが必要です。

（5）高齢者本人とともに養護者を支援する

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れなど養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

（6）関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内の長年の歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが必要です。

3 養護者による高齢者虐待について

(1) 高齢者虐待のパターン例

ここでは、虐待につながる要因やパターンについて例を挙げています。

虐待につながる要因は多くありますが、起こっている事象だけに目を向けるのではなく、高齢者とその家族の状況や思いを適切に把握する、介護の労をねぎらい、精神的負担を軽減する、介護サービスを適切に利用することにより介護負担等を軽減するといった支援が必要となります。

1) 介護に一生懸命な家族

高齢者を大切に思い、一生懸命に介護をする家族、家族だけで頑張ろうとする家族の場合、疲労しやすく、ストレスが蓄積することも多いため、暴力・暴言や介護放棄等の虐待につながることもあります。

2) 認知症に対する理解が困難

認知症特有の行動に対して介護する家族がうまく理解・対応できない場合、認知症になったことを受け入れることが難しい場合、また、理解はできたとしても毎日顔を合わせて生活しているストレスや苛立ちが虐待につながることも多くあります。

3) 家庭内虐待の継続、地位の逆転

過去に暴力をふるっていた高齢者が要介護状態になっても暴力を続ける、また、暴力を受けていた家族が寝たきりになった高齢者に対して暴言や暴力をふるったり、介護をせずに放置したりするという例もあります。このように、過去からの家族の関係性が虐待につながることも多くあります。

4) 家族の介護力が弱い

体力や判断力が低い家族の場合、ある程度まで介護ができるとしても、高齢者の状態が悪化し、必要な介護量が増え、家族の対応能力を超てしまうことにより、高齢者を放置したり、暴言・暴力などに及んだりすることがあります。また、高齢者が医療受診すべき体調であるかどうか家族では判断できない、必要な時に支援を求められない等、適切な対応ができないこともあります。

5) 生活の不安定さ

就労していないため収入がない、又は、収入が不安定、借金の返済等、家族の生活困窮が、経済的虐待につながることも多くあります。また、経済的な理由から、介護保険サービスの利用を拒否したり抑制したりすることで、介護負担が増大し、虐待につながる場合も考えられます。

（2）養護者による高齢者虐待に関する各機関の役割

1) 市（担当課）

- ◇相談・通報・届出の受付
- ◇関係機関・団体等との対応協議、コアメンバー会議の開催
- ◇市関係部署との情報共有
- ◇虐待の認定
- ◇立ち入り調査（警察署長への援助要請）
- ◇やむを得ない事由による措置・面会制限
- ◇分離保護に必要な居室の確保
- ◇市長による成年後見制度利用開始の審判請求

高齢者虐待に関する相談・対応の体制整備を進めるとともに、相談・通報・届出を受けたときは、虐待を受けている高齢者の安全確認及び事実確認のための調査を速やかに行い、虐待が確認された時には高齢者が安全で安心な生活を再構築できるよう地域包括支援センターと連携して対応を行います。

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、市の権限で居住へ立ち入り、必要な調査を行います。

虐待の防止や高齢者の保護を図る必要があると判断した場合、適切にやむを得ない事由による措置を実施する必要があります。市営住宅については、高齢者虐待を受けている方の優先的な入居を行います。

成年後見制度の利用が必要な場合で、虐待等のため家族による申し立てが期待できない時は、市長が申し立てを行います。

2) 地域包括支援センター

- ◇高齢者・養護者からの相談への対応、指導、支援
- ◇相談・通報・届出の受付
- ◇関係機関からの情報収集・事実確認
- ◇個別支援会議の開催
- ◇高齢者虐待対応機関によるネットワークの構築

地域包括支援センターは、高齢者の権利擁護を行う機関としての役割があります。高齢者の人権に関する相談や虐待の届出、通報受理の窓口となり虐待や権利侵害を防止します。

通報・届出を受けた場合は、虐待の情報収集・事実確認を行うとともに、必要応じて市虐待担当職員による立ち入り検査に同行協力します。

また高齢者や家族に対し、保健・福祉・介護の専門職が包括的支援を行います。

3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）

- ◇市や地域包括支援センターへの相談・通報
- ◇介護保険サービス提供事業者から情報収集
- ◇虐待の解消に向けたケアマネジメントの実施・経過観察
- ◇市や地域包括支援センター職員との同行訪問

介護保険サービス利用者宅への訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス事業者からの報告等により、高齢者虐待を発見する早期発見者としての役割が期待されます。

虐待（虐待の疑い）のケースを発見した場合は、介護保険サービス事業所等から情報収集を行い、市や地域包括支援センターへ相談、通報します。

虐待解消に向けた生活環境が整うようケアマネジメントする、高齢者や家族の状況を経過観察する等の対応が求められます。また、本人や家族がサービスの提供を拒否するケースや在宅サービスの提供のみでは高齢者虐待の改善が見込めない処遇困難ケースについては、地域包括支援センター等が開催するケース会議に参加する等、支援のキーパーソンとしての役割も期待されています。

4) 介護保険サービス提供事業者

- ◇虐待の早期発見、市・地域包括支援センターへの相談・通報
- ◇高齢者・養護者からの相談への対応や支援
- ◇やむを得ない事由による措置や居室の確保への協力

介護保険サービス提供事業者は、本人や家族の状況を観察する機会が多く、高齢者虐待のサインに気づき、虐待を早期発見する役割が期待されます。高齢者虐待の疑いがあるケースを発見した場合は、速やかに市もしくは地域包括支援センターに通報します。

市がやむを得ない事由による措置や分離保護する際、サービスや居室の提供を行うなど、協力的な対応を行うことも期待されます。なお、措置による入所においては、定員を超過する場合でも、減算対象なりません。

5) 医療機関

- ◇怪我やあざ等の全身状態の観察
- ◇虐待の疑わしいケースは、市・地域包括支援センターに相談・通報
- ◇緊急時は警察に通報
- ◇サービスの利用等について、高齢者や養護者に働きかけ

医療機関は、受診により高齢者の不審な怪我やあざ等の状況の把握や家族・養護者の様子や変化等に気づきやすいといった特徴があり、高齢者虐待の発見機関としての役割が期待されます。

また、他の機関の介入を拒む高齢者・養護者でも、診療を通した医師の指導で必要なサービス利用等につながることもありますので、サービスの利用等についての助言等、高齢者や養護者に働きかける等の役割を担うことも重要です。

さらに、施設利用のための診断書の作成や入院の必要性の判断、認知症に対する啓発や指導の役割もあります。

6) 警察

- ◇被虐待者の保護
- ◇虐待の制止
- ◇立ち入り調査への援助
- ◇虐待者の逮捕等

地域での生活安全に関する相談などを受け、地域住民が安心安全に生活できるよう見守り等を行います。また、市や地域包括支援センター職員等が立入調査をする際、市の援助要請を受けて、

円滑な調査ができるよう同行します。

7) 消防

- ◇高齢者を病院に搬送
- ◇警察、市・地域包括支援センターに通報

傷病を受けた高齢者を医師に相談の上、迅速かつ適切に医療機関へ搬送を行います。搬送した高齢者が養護者からの虐待や虐待が疑われる状況で危険が生じた場合は、警察や市、地域包括支援センターへ通報します。

8) 保健所

- ◇市や地域包括支援センターへ相談・通報
- ◇精神疾患を持つ被虐待者や養護者の対応
- ◇精神疾患の見極め

保健所は、精神保健（認知症含む）・難病対策の専門相談などを行っており、市において精神障がいや難病等が絡んだ虐待事例が発生した場合は、必要に応じて同行訪問したり、支援会議へ参加したりといった役割が期待されます。

9) 民生児童委員

民生児童委員は、地域において相談や安否確認など住民が安心して暮らせるよう支援を行っており、これらの活動を通して、直接高齢者等から相談を受けるほか、近所で叫び声が聞こえる、高齢者がおびえた様子である等身近な情報をキャッチし、相談窓口への相談や通報を行います。

市や地域包括支援センターなどの職員が事実確認等で家庭訪問する際に同行して、訪問活動が円滑にできるよう仲介を行い、場合によっては、市や地域包括支援センターの会議に出席して情報の共有を行う等の役割も期待されます。

10) 松江市社会福祉協議会

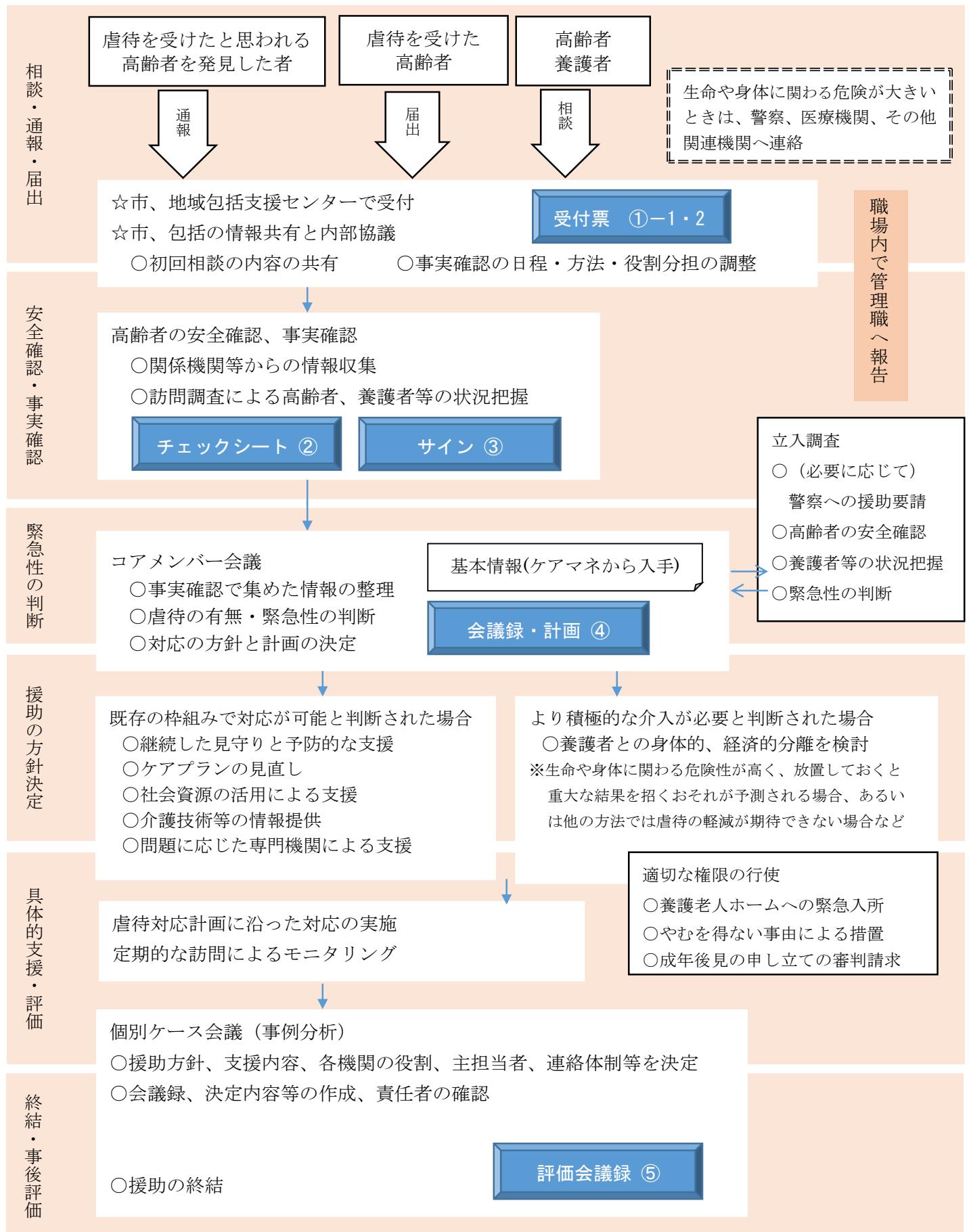
民生児童委員・福祉推進員・地域住民・ボランティア等、地域を基盤とした福祉活動の関係者と連携した声かけ・見守り活動などを通して早期発見に努めます。

また、相談窓口等の情報提供を行うなど、インフォーマルなネットワークの構築や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）によるサービスを提供したり、障がい者相談支援、生活困窮者相談支援につなげたりします。

11) その他

虐待の対応において判断に困る場合、また、高齢者の権利擁護に関して専門的な見地からの助言を求める先として、法テラスや成年後見センター等の窓口があります。

(3) 養護者による高齢者虐待への対応のフロー図



(4) 養護者による高齢者虐待への対応についての解説

※作成帳票は、主に通報を受けた地域包括支援センターで作成する。

1) 相談・通報・届出の受付

☆作成帳票：①-1 相談・通報・届出受付票、①-2 高齢者虐待受付票

関係機関や地域住民、高齢者本人等から、虐待に関する相談・通報・届出を受け付け、職場内部で虐待対応の必要性の有無を判断します。

虐待の疑いがないと判断した事例についても、総合相談、権利養護として対応を継続します。

2) 市、地域包括支援センターで情報共有

☆作成帳票：①-2 高齢者虐待受付票

虐待対応の必要性があると判断した場合には、市と地域包括支援センターで情報共有を行つたうえで、高齢者の生命や身体の安全、虐待の事実を確認するため協議します。

- ・情報収集が必要な項目
- ・事実確認の方法と役割分担
- ・事実確認の期限（コアメンバー会議の開催日時）

3) 被虐待者（高齢者）の安全確認・事実確認

☆作成帳票：②チェックシート、③サイン

通報から48時間以内に行います。

地域包括支援センター職員は、高齢者の安全を確認するため、また虐待の有無や緊急性の判断を行うのに必要な情報を収集するため、高齢者や養護者を訪問します。その際、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問し、高齢者と養護者への面接担当者と場所を分け、別々に面接を行います。

また、市の関係部署、主治医、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護保険サービス事業所、民生児童委員など、当該高齢者に関わりのある機関や関係者からも情報を収集します。

4) コアメンバー会議

☆作成帳票：④会議録、計画

市の担当職員、地域包括支援センター職員等によって構成されます。市の責任において虐待の有無と緊急性の判断を行い、当面の対応方針を決定します。

虐待解消に向けて取り組むべき課題を明確にするとともに、高齢者が安心して生活を送るために必要な課題やニーズにも着目して、虐待対応計画を作成していきます。

また、虐待の有無等を判断するために情報が不足する場合は、収集方法について検討します。介入の拒否が強く事実確認ができない状況が継続する恐れが予測される場合、立ち入り調査の要否についても検討します。

【協議事項】

- ・事実確認で集めた情報の整理
- ・虐待の有無の判断

- ・緊急性の判断
(緊急対応による分離保護・適切なサービス等の導入・立ち入り調査の要否の判断)
- ・対応方針の決定
(総合的な対応方針・今後の対応や目標・役割分担と期限の決定)

【緊急性が高い場合の対応について】

A. 生命の危険性が高い場合 (緊急搬送)

高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいと判断される場合、高齢者の「自己決定の尊重」より「客観的状況から高齢者の安全・安心の確保」を優先させる場合もあります。その際には、そのように判断した根拠を明確にしておく必要があります。

場合によっては、警察の協力を得て家族や本人に説明し、医療機関への搬送を行います。

B. 保護の要求がある場合 (緊急入所)

本人または家族から保護の要求があった場合、事実確認を速やかに行い、緊急性が高いと判断すれば、病院及び施設等への分離を図ります。その際に注意することは、本人、家族の訴え、関係機関からの情報等を検討し、「緊急性の高さ」について判断することです。

緊急入所が必要な場合は、市から施設へ「虐待案件」である旨を伝えます。

C. 養護者の拒否が強いとき (措置)

家族によっては、経済的状況、思想等を含め、様々な理由により介入を拒否することがあります。その場合でも緊急性が高いと判断される場合は、入院、入所の措置を実施します。

その後、その原因や背景などを把握し、虐待リスクを軽減するよう支援を行います。

例えば、経済的な理由で入院を拒否している場合は、経済状況を分析し、必要な場合は経済的な支援を行う担当窓口へつなげる等の介入を行います。

5) 虐待対応計画に沿った対応の実施

高齢者の安全を確保するとともに、養護者に対してもその状況等を把握し、適切な支援をそれぞれのチームで行います。また、追加で情報を収集しながら、適宜、対応を検討・実施します。

必要な場合は、養護者へ虐待であることの通告とそのための対応であることを説明します。

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や放置しておくと重大な結果を招くおそれがある場合、市が高齢者を保護する必要性があると認めた場合は、市は迅速かつ積極的に分離保護の措置などを講じます。

6) 個別ケース会議

コアメンバー会議後、対応の実施状況や虐待の解消について確認を行うため、初動段階や対応段階等で適宜実施します。

市担当職員、地域包括支援センター職員のほか、虐待対応に関係する部署、関係機関、民生児童委員等の支援者によって構成されます。

必要時、隨時、会議を開催するほか、事例検討会議や虐待・困難事例検討会、高齢者虐待等対策検討会、地域ケア会議に併せて行うこともできます。

7) 終結の判断とモニタリング

☆使用帳票：⑤評価会議録

個別ケース会議において、終結の判断を行います。「虐待が解消されたこと」と「高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」が確認できれば、虐待対応として終結します。ただし、一時分離する等で虐待の解消を行った場合、高齢者の望む生活かどうか、家族の関係性の継続や修復等にも配慮し、今後の対応を検討し、見通しを立てることも必要です。

また、虐待対応として終結とした場合でも、養護者や家族への支援、継続的な見守りや虐待の再発予防など、必要に応じて支援を継続していきます。

虐待の判断のポイント

- ・事実確認票（チェックシート及びサイン）から虐待の有無を判断します。
- ・事実確認で得られた情報を整理した上で、高齢者の権利が侵害されているか否かに着目して判断します。
- ・虐待の有無を判断する際には、本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。
- ・虐待の有無について判断した根拠を明確にしておく必要があります。

緊急性の判断のポイント

- ・高齢者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度などをもとに、総合的に判断します。
- ・事実確認票項目（サイン）の太字項目に該当する場合は、緊急性が高いと判断し、分離保護の検討が必要となります。
- ・高齢者の生命や身体にかかわる危険が大きいと判断される場合、高齢者の「自己決定の尊厳」より、「客観的状況から判断される高齢者の安全・安心の確保」を優先することもあります。その際、そのように判断した根拠を明確にしておく必要があります。

終結のポイント

- ・高齢者虐待の対応は必ず終結させる必要があります。終結については、『コアメンバー会議で確認した目標が達成されているか』を市と地域包括支援センターで協議し、判断します。ただし、それはあくまで虐待対応の終結であって、支援の終結ではありません。
- ・実際の場面では、虐待の再発のおそれから、なかなか終結に至れないことがあります。虐待を再発させないためにも、虐待の発生要因についてしっかりした分析を行い、どのような生活が高齢者にとって最善なのか、判断することが必要です。
- ・虐待が再発した場合に備えて、高齢者の生活を支援しているケアマネジメント機関と養護者、家族への支援を行っている機関との連絡・連携体制を構築しておくことも必要です。

老人福祉法に基づく措置の実施（措置制度）

養護者による高齢者虐待では、虐待やそのリスクを解消するため、様々なサービスを導入することも少なくありません。しかし、養護者や本人が契約しないために、介護保険制度によるサービスが利用できない場合があります。その場合、虐待を受けている高齢者に対し、市が職権をもって必要なサービスを提供することができる「老人福祉法に基づく措置」（措置制度）があります。

措置制度には、「やむを得ない事由による措置」と、「養護老人ホームへの入所」があります。

※参考資料の「老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に関する要綱」及び「養護老人ホームへの緊急入所措置に関する要綱」参照

やむを得ない事由による措置

やむを得ない事由（高齢者虐待等）により、介護保険サービスを受けられない高齢者に対して市が職権をもって利用に結びつける制度です。介護保険サービスの利用について家族が反対していたり、高齢者本人が拒否したりしていても、市が職権をもって利用決定できるので、高齢者虐待ケースの最終的な手段として最も有効な制度です。

緊急時で要介護認定が間に合わない場合や要介護認定が困難な場合等は、要介護認定する前に（介護保険制度を利用しないで）市が措置を開始し、事後に要介護認定を行う事が出来ます。

やむを得ない場合は措置制度を積極的に活用します。

【手順】

- ①通報、相談等により高齢者虐待の発見
- ②訪問調査等により実態調査を実施
- ③対象者が要介護認定を受けていない場合は、市の職権で要介護認定を実施
- ④ ②及び③に基づき措置決定
- ⑤市が事業所に委託し、介護保険サービスの提供開始
- ⑥1割（利用者負担）、食費、居住費を市が措置費で支弁

※要介護認定前に措置を開始した場合、その費用は要介護認定後、措置を開始した日にさかのぼって介護保険から給付を受ける事が可能です。

- ⑦本人又は扶養義務者から負担能力に応じて市が費用を徴収

※市が支弁した費用については、高齢者本人または扶養義務者から負担能力に応じて（介護保険制度に準ずる考え方で）市が徴収します。

- ⑧やむを得ない事由の解消

- ・介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護保険サービスの利用等に関する契約を行うことができるようになったとき。
- ・成年後見制度等に基づき、被措置者を代理する後見人等を活用することにより、介護保険サービスの利用等に関する契約を行うことができるようになったとき。
- ・その他やむを得ない事由の解消により、被措置者が介護保険サービスの利用等に関する契約を行うことが可能になったと市長が認めたとき。

- ⑨措置を解除し、本人は通常の契約による介護保険サービス利用に移行

養護老人ホームへの入所

「養護老人ホーム」は、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受ける事が困難な高齢者を、市が職権により入所措置を行います。

養護老人ホームは、主として自立又は要支援の高齢者を入所対象としており、要介護認定で要介護状態に該当する必要はありません。

高齢者虐待も、養護老人ホームへの措置理由の一つとなります。この施設への入所措置は、低所得世帯等で「自立」または「要支援」に該当する高齢者が虐待を受けている場合には、この制度を活用する事が出来ます。

次の(ア)及び(イ)の両方に該当する必要があります。

(ア) 環境上の事情：家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅において生活する事が困難であると認められる事。

(イ) 経済的事情：生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯もしくは災害その他の事情により、生活が困窮していると認められる世帯である事。

(5) 市及び地域包括支援センターの役割

松江市では、高齢者虐待防止法の規定に基づいて地域包括支援センターに業務を委託しています。それぞれの役割について、養護者による高齢者虐待に関する業務項目に沿い、整理しました。

◎：中心的な役割を担う

○：関与することを原則とする

△：必要に応じてバックアップする

空欄：当該業務を行わない

		市	包括	委託規定
ネットワーク	・高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	△	◎	
広報・啓発活動	・高齢者虐待に関する知識・理解の啓発 ・認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発 ・通報（努力）義務の周知 ・相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知 ・専門的人材の確保	○ ○ ○ ○ ○	△ △ △ ◎	
相談・通報・届出への対応	・相談、通報、届出の受付 ・相談への対応（高齢者及び養護者への相談、指導及び助言）（第6条・第14条第1項） ・受付記録の作成 ・緊急性の判断	○ △ △ ○	◎ ○ ○ ○	有 有
事実確認 ・立入調査	・関係機関からの情報収集、訪問調査 ・コアメンバー会議の開催 ・立入調査、警察署長への援助要請	○ ○ ○	◎ ○	有
援助方針の決定	・個別ケース会議の開催（関係機関の招集） ・支援方針等の決定 ・支援計画の作成	○ ○ △	◎ ○ ○	
支援の実施	・虐待の認定と通告 (やむを得ない事由による措置等の実施) ・措置の実施 ・措置後の支援 ・措置の解除 ・措置期間中の面会の制限 ・措置のための居室の確保 (成年後見制度の活用) ・市町村長による成年後見制度利用開始の審判の請求	○ ○ △ ○ ○ ○ ○ ○	(市へのつなぎ) ◎ △ △ △	
養護者支援	・養護者支援のためのショートステイ居室の確保	○		
モニタリング	・支援の実施後のモニタリング	△	◎	
その他	(養護者による高齢者虐待防止関係) ・個人情報取扱いルールの作成と運用 (財産上の不当取引による被害の防止関係) ・被害相談 ・消費生活関係部署・機関の紹介	○ ○ ○	△ △ ○	有 有

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

(1) 「養介護施設」「養介護事業」の定義

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	
介護保険法による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人 福祉施設 地域包括支援センタ ー	居宅サービス事業所 地域密着型サービス事 業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サ ービス事業 介護予防支援事業	「養介護施設」又は 「養介護事業」の業 務に従事する者 (※)

(※) 「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む。（高齢者虐待防止法第2条第5項）

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる施設・事業は、上記のとおり限定列举となっています。このため、上記に該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されませんが、施設で提供しているサービス等に鑑み、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に準ずる対応を進めていくことが必要です。

提供しているサービスにより、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」としての対応を検討します。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因

養介護施設従事者等による虐待は、人間関係のストレス、虐待行為に追い込まれる労働環境も原因の一つと言われています。虐待は様々な要因が複雑に絡み合って発生し、高齢者の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に関係機関で介入する等して、虐待を防止することが大切です。

【職員の知識・技術の問題】

- ・認知症や身体拘束廃止などの知識や技術が十分でないこと
- ・必要な研修や、勉強会などの知識を増やす機会がないこと
- ・倫理、法令遵守の必要性の理解が十分でないこと

【施設の体制による問題】

- ・あるべき高齢者介護の方針がなく、職員が介護の方向性をきめられない
- ・業務改善の仕組みが整っていない
- ・業務負担を軽減するための取組が不十分で、適切な介護が提供できること

- ・法令に基づく適切な人員配備・施設整備がなされておらず、職員の負担が大きく、適切な介護が提供できない

(3) 相談・通報・届出

高齢者虐待に関する届出、相談は様々な関係者から寄せられます。また、訴えの内容も相談者の主觀が混在していることも少なくありません。

虐待の通報を受ける際に気を付けておきたいことは、通報を受けた際は、その後の対応の重要な資料となるので時間を空けずに記録することです。特に通報の経路、時間、直接聴取した内容、さらには通報した内容の事実部分（「あざがあった」、「『馬鹿野郎』とどなっていた」等）と印象部分（「怯えた様子だった」、「不快そうな表情をしていた」等）を分けて記録することなどに注意します。

また、養介護施設従事者等から通報が発生することが見込まれます。通報者は、後ろめたさを持ちながら相談してくることも想定でき、そのような場合には曖昧な表現などに終始してしまうことが考えられるので、以下の3点は通報を受ける側でしっかりと留意しておき、必要に応じて説明することで、通報者が事実を話しやすくする状況を作ることを心がけます。

1) 介護施設従事者等における虐待の通報義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受け生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した場合、速やかに市の担当課に通報しなければならないとの義務を規定しています。また、それ以外の場合でも、通報に努めることとなっています。

2) 守秘義務との関係

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないことを規定しています。

3) 不利益取り扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことを規定しています。

(4) 対応の流れ

1) 相談・通報の受付と内容の判断

相談・通報を受けた時点で要点をまとめ、虐待対応を行う関係部署を含めた担当者複数名で内容の検討を行います。

2) 対応協議

虐待の可能性が高いと判断した場合、事実確認を行うための対応について検討・協議します。検討すべき項目は、緊急性は高いか、通報の内容に基づいて確認すべき情報は何か、いつまでに事実確認を行うのか等です。

緊急性が高いと判断される場合には、被虐待者の一時的な身柄の保護ができるよう受け入れ施設を考えておくことも重要です。

3) 事実確認

事前に打ち合わせた内容をもとに、養介護施設及び養介護事業所へ訪問し、または市庁舎へ関係者を集め、事実確認を行います。確認方法は関係者・通報者への聞き取り、虐待を受けた本人への聞き取りや身体状況確認等面接による確認が中心となります。

養介護事業所及び養介護施設に訪問して事実確認を行う場合には施設側に対し、虐待の通報があり事実確認に来たことをきちんと告げ、あわせて通報者に対しての守秘義務に配慮しつつ、十分な事実確認が行えるように協力を要請します。

4) 関係者協議

事実確認の情報をもとにして、虐待事実の判断を行います。

虐待であると判断した場合には、解決に向けて虐待発生要因や解決に向けた課題の整理を行います。

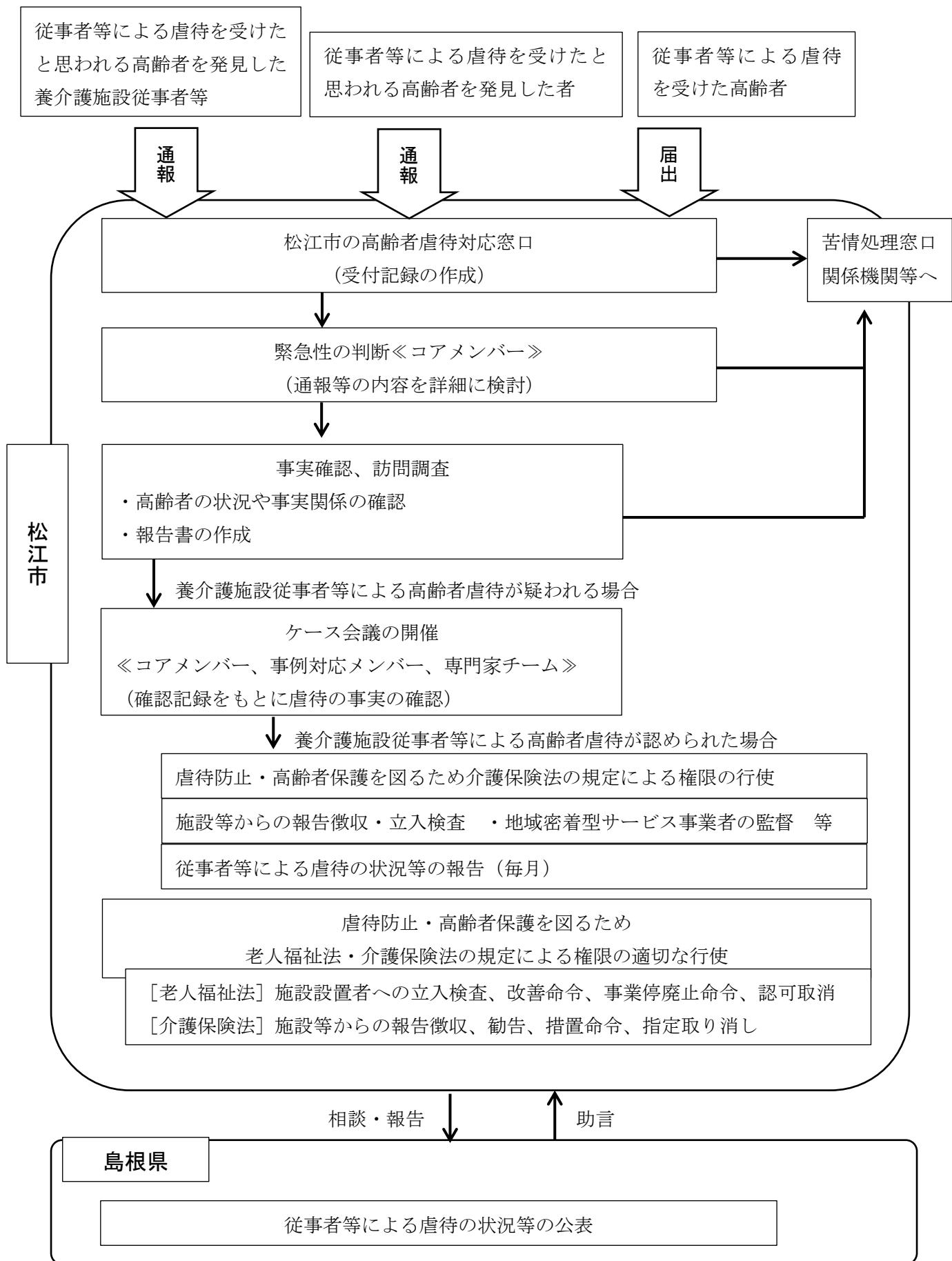
整理した虐待発生要因・課題は、養介護事業所及び養介護施設に対して指摘し、改善を図るよう指導を行います。

養介護施設からは指導に基づき、解決に向けた改善計画書を作成・提出させ、定期的に対応後の状況確認を実施し、改善状況の評価を行います。

5) 終結

施設等に対して指導を行い、改善計画が実行され改善されたと判断できれば終結とします。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応



《參考資料》

相談・通報・届出受付票（総合相談）

①-1

相談年月日	平成 年 月 日 時 分～ 時 分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名		受付方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所または 所属機関名		電話番号
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族（同居・別居） 続柄： <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ()	

【主訴・相談の概要】

（記入欄）

【本人の状況】

氏名		性別		生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日	年齢	歳
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異						
電話：	その他連絡先： (続柄：)						
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 ()	<input type="checkbox"/> 施設 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()				
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 ()	<input type="checkbox"/> 要介護 ()	<input type="checkbox"/> 申請中 (月 日)	<input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定			
利用サービス	介護保険 <input type="checkbox"/> あり ()	<input type="checkbox"/> なし	介護支援専門員				
	介護保険外 <input type="checkbox"/> あり ()	<input type="checkbox"/> なし	居宅支援事業所				
主疾患	<input type="checkbox"/> 一般 ()	<input type="checkbox"/> 認知症 ()	<input type="checkbox"/> 精神疾患 ()	<input type="checkbox"/> 難病 ()			
身体状況			障害手帳 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (等級： 種別：)				
経済状況	生活保護受給 (<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり)						

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

（記入欄）

【世帯構成】

家族状況（ジェノグラム）

【介護者の状況】

氏名		年齢	歳
続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者 <input type="checkbox"/> 娘の配偶者 <input type="checkbox"/> 実兄弟 <input type="checkbox"/> 実姉妹 <input type="checkbox"/> 義兄弟 <input type="checkbox"/> 義姉妹 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 同上		
	電話番号	職業	
その他特記事項			

【総合相談としての対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋（機関名： ） <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 権利擁護対応（虐待対応をのぞく） <input type="checkbox"/> 包括的継続的ケアマネジメント支援 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待（裏面記入） <input type="checkbox"/> その他 ()
備考 ()

社団法人日本社会福祉士会 作成（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）

高齢者虐待受付票

①-2

【不適切な状況の具体的な内容】※事実確認を行うための根拠とする情報を記入する欄

情報源	<input type="checkbox"/> 相談者（通報・届出者）は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者（ ）から聞いた
相談・訴えの内容	<input type="checkbox"/> 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> あざや傷がある〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 問い合わせに反応がない、無表情、怯えている〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 食事をきちんと食べていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 年金などお金の管理ができていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 養護者の態度（ ） <input type="checkbox"/> その他（具体的な内容を記載）
虐待の可能性（通報段階）	<input type="checkbox"/> 身体的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 放棄・放任の疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状況（ ）

【情報収集依頼項目】 依頼日時：平成 年 月 日 時 分 依頼先： 依頼方法（電話 訪問 その他）

世帯構成	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他（ ）
介護保険	<input type="checkbox"/> 介護認定の有無 <input type="checkbox"/> 担当居宅介護支援事業所 <input type="checkbox"/> 介護保険料所得段階 <input type="checkbox"/> 介護保険料収納状況
福祉サービス等	<input type="checkbox"/> 生活保護の利用 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の有無（身・知・精） <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス利用状況 <input type="checkbox"/> （ ）
経済状況	<input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 国民健康保険収納状況
関係機関等	<input type="checkbox"/> 主治医・医療機関 <input type="checkbox"/> 保健所・保健センターの関与 <input type="checkbox"/> 他機関（ ）の関与
その他	<input type="checkbox"/> （ ） <input type="checkbox"/> （ ）

【事実確認の方法と役割分担】 協議日時：平成 年 月 日 時 分 協議者： 方法（電話 訪問 その他）

事実確認の方法	面接調査 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 来所 面接者（ ）, ()
	<input type="checkbox"/> 聞き取り <input type="checkbox"/> ケース会議等（担当： ） <input type="checkbox"/> 関係機関（ ）担当：（ ）
※訪問時の状況や聞き取りした内容を事実確認票へ記載	

事実確認中に予測されるリスクと対応方法

事実確認期限	年 月 日 時迄 ※48時間以内のコアメンバー会議開催を踏まえて設定する
立入調査の必要性	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要検討（理由： ）

※【事実確認の方法と役割分担】に関する協議が終わったら「事実確認」へ

社団法人日本社会福祉士会 作成（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）

事実確認票－チェックシート

②

確認者 :

確認日時 : 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時

高齢者本人氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	昭和 年 月 日生	年齢	歳
確認場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 来所 (<input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター) <input type="checkbox"/> その他 ()						
確認時の同席者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (氏名 :)						

発言内容や状態・行動・態度など（見聞きしたことをそのまま記入）

【本人】

【養護者】

【第三者】 : ()

虐待の全体的状況

発生状況

1. 虐待が始まったと思われる時期 : 平成 年 月頃 ()

2. 虐待が発生する頻度 :

3. 虐待が発生するきっかけ :

4. 虐待が発生しやすい時間帯 :

※裏面の事実確認項目（サイン）を利用して事実確認を行う。

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-2(出典: 東京都健康長寿医療センター研究所作成様式を参考に作成)

事実確認項目(サイン)

③

※1:「通」:通報があつた内容に○をつける。「確認日」:行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。

※2:「確認項目」の列の太字で下線の項目(例「外傷等」)が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

確認方法(番号に○印またはチェック) 確認者(カッコ内に「誰が」、「誰(何)から」を記入) 1.写真、2.目視、3.記録、4.聴き取り、5.その他		
サイン;当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば()に簡単に記入		
身体の状態・けが等	外傷等 頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重複の疑う、その他() 部位: 大きさ:	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	全身状態・意識レベル 全身痙攣、意識混濁、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	脱水症状 重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	栄養状態等 栄養失調、低栄養、低血糖の疑い、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
生活の状況	あざや傷 身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、その他() 部位: 大きさ: 色:	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	体重の増減 急な体重の減少、やせすぎ、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	出血や傷の有無 生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	その他	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	衣服・寝具の清潔さ 着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	身体の清潔さ 身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	適切な食事 菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	適切な睡眠 不眠の訴え、不規則な睡眠、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
話の内容	行為の制限 自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	不自然な状況 資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	住環境の適切さ 異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	その他	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	恐怖や不安の訴え 「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	保護の訴え 「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」などの発言、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	強い自殺念慮 「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	あざや傷の説明 つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
表情・態度	金銭の訴え 「お金をだられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなつた」などの発言、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	性的事柄の訴え 「生殖器の写真を撮られた」などの発言、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	話のためらい 関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	その他	()が()から確認した 1、2、3、4、5
サービスなどの利用状況	おびえ、不安 おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	無気力さ 無気力な表情、問い合わせに無反応、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	態度の変化 家族のいる場面ないし場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	その他	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	適切な医療の受診 家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	適切な服薬の管理 本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	入退院の状況 入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
養護者の態度等	適切な介護等サービス 必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	支援のためらい・拒否 援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	費用負担 サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	その他	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	支援者への発言 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
養護者の態度等	保護の訴え 虐待者が高齢者の保護を求めている、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	暴力、脅し等 刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、6
	高齢者に対する態度 冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	高齢者への発言 「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	支援者に対する態度 援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	精神状態・判断能力 虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
	その他	()が()から確認した 1、2、3、4、5

第1表

高齢者虐待対応会議記録・計画書(1)

④

決裁欄(例)			
課長	係長	担当者	

高齢者本人氏名
計画作成者所属
計画作成者氏名

会議日時：H 年 月 日 時 分～ 時 分
初回計画作成日 平成 年 月 日

会議目的	出席者	所属： 氏名 所属： 氏名 所属： 氏名	所属： 氏名 所属： 氏名 所属： 氏名
虐待事実の 判断	□虐待の事実なし □虐待の事実あり →□身体的虐待 □放棄・放任 □心理的虐待 □性的虐待 □経済的虐待 □その他	高齢者本人 の意見・希望	
虐待事実の 判断根拠	□緊急性なし □緊急性あり		
緊急性の 判断	□緊急性なし □暴力や脅しが日常的に行われている □今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 □虐待につながる家庭状況・リスク要因がある □高齢者の安全確認ができていない □その他 ()	※支援の必要性 □あり □なし □不明	
総合的な 対応方針 ※「アセスメント 要約票」全体の まとめより	□事実確認を継続(期限を区切った継続方針) □立入調査 □緊急分離保護 () □入院 () □面会制限 □在宅サービス導入・調整 () 【措置の適用】 □有：□訪問介護 □通所介護 □短期入所生活介護 □認知症対応型共同生活介護 □小規模多機能型居宅介護 □養護老人ホーム □特別養護老人ホーム □無 □検討中 (理由：) □成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用 □経済的支援 (生活保護相談・申請／各種減免手続き等) () □その他の ()		

第2表

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(2)

決裁欄(例)			
課長	係長	担当者	

対象	優先順位	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)	
				何を・どのように	関係機関・担当者等
高齢者					
養護者					
その他の家族関係者					

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

計画評価予定日 年 月 日

高齢者虐待対応評価会議記録票

⑤

決裁欄(例)			
課長	係長	担当者	
記入年月日 平成 年 月 日			
会議日時: 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分			
会議目的	出席者 所属: 氏名		
	所属: 氏名		
課題	目標 (具体的な役割分担)	実施状況(誰がどのように取り組んだか)計画通りの役割分担・対応方法を実施した場合には、□にチェック	
		確認した事実と日付	
虐待種別	判定	目標及び対応方法に変更の場合、()内に記載	
		目標達成 ()	
虐待発生のリスク状況	1. 身体的虐待 2. 放棄・放任 3. 心理的虐待 4. 性的虐待 5. 経済的虐待 6. その他	高齢者本人の状況(意見・希望)	
		養護者の状況(意見・希望)	
新たな対応計画の必要性		評価結果のまとめ(年 月 日現在の状況)	
1. 虐待対応の終結 2. 現在の虐待対応計画内容に基づき、対応を継続 3. アセスメント、虐待対応計画の見直し 4. その他()		今後の対応 1. 権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 3. その他()	

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

最終改正：平成二七年五月二九日法律第三一号

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当

に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高

齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項 若しくは第十二条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号 又は第十二条第一項第一号 若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十二条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十三条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するため必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号 又は第三号 の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項 に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項 の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐

待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法 の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法 又は介護保険法 の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雜則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日

二 第二十二条及び附則第五十二条第三項の規定 平成十九年三月一日

三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十八条、第一百二十一条並びに第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百十一条、第一百十一条の二及び第一百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前に

した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、

第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百十六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ

当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

松江市高齢者虐待予防対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、高齢者に対する虐待防止及び早期対応を図り、もって高齢者の権利擁護と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、法で使用する用語の例による。

(事業内容)

第3条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 高齢者虐待に関する知識等の普及啓発事業
- (2) 高齢者虐待に関する相談事業
- (3) 養護者による高齢者虐待事例についての対応
- (4) 養介護施設従事者等による虐待事例についての対応
- (5) その他高齢者虐待の予防及び対策に関し必要な事業

(高齢者虐待の通報等の窓口)

第4条 法第7条の規定による通報又は法第9条に規定する届出（以下「法第7条等による通報等」という。）の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等についての窓口は、松江市地域包括支援センター及びサテライト（以下「センター等」という。）、松江市介護保険課とする。

2 法第21条の規定による通報または届出の受理に関する窓口は、松江市介護保険課とする。

(虐待防止のための養護者の支援)

第5条 センター等は、日常の業務において高齢者虐待の防止に配慮し、介護保険サービスの利用等、養護者に対し必要な支援を行うものとする。

(通報等を受けた場合の対応)

第6条 法第7条等による通報、または法第21条に規定する通報等を受けたときは、高齢者の安全の確認、緊急性の判断、その他事実確認のための措置を講ずるとともに、関係課及び関係機関等と連携し、高齢者の保護等について速やかに対応しなければならない。

- 2 緊急性の有無、及び高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあるかどうかについては、コアメンバー会議において判断する。
- 3 コアメンバー会議は介護保険課長が招集し、次に掲げる者のうち必要と認める者により構成する。
 - (1) 介護保険課高齢者虐待事業担当者
 - (2) センター等職員
 - (3) その他判断に必要な者

- 4 前項により、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあり、緊急性が高いと判断したときは、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に関する要綱」又は「養護老人ホームへの緊急入所措置に関する要綱」に基づき対応するものとする。
- 5 法第9条において必要な個人情報は、個人情報保護法第16条第3項及び第23条第1項により適切に取り扱うものとする。

(立入調査)

第7条 前条により、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、法第11条の規定により、高齢者宅へ立ち入り、必要な調査、質問等を行うことができる。

- 2 法第11条に基づき立入調査権を行使するときは、第2号様式の身分証明書を携帯することとする。
- 3 法第11条に基づき立入調査権を行使するときは、必要に応じて、第3号様式により、警察に協力依頼を行うものとする。

(高齢者虐待等対策検討会の開催)

第8条 高齢者虐待事案等の現状確認と今後の対応を専門的見地から検討するため、高齢者虐待等対策検討会（以下「検討会」という。）を必要に応じて開催することができる。

- 2 検討会は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 島根県弁護士会に所属する者
 - (2) 社会福祉士会に所属する者
 - (3) 松江市医師会に所属する者
- 3 前項の者のほか、特別な事項を調査審議させるため、必要に応じ関係者を出席させることができる。
- 4 検討会が所掌する事務は、以下のとおりとする。
 - (1) 高齢者虐待又は高齢者虐待の疑いのある事案に関する状況の確認
 - (2) 前号に対する援助方針及び支援内容の検討、助言
 - (3) その他高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等のために必要な事項
- 5 検討会出席者は、職務上知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

身分証明書

○○ 第 号

年 月 日 交付

所 属 _____

氏 名 _____

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

松 江 市 長 名

印

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

松江警察署長 様

松 江 市 長 名

印

高齢者虐待事案に係る援助依頼書

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり支援を依頼します。

依頼事項	日 時	年 月 日	時 分	時 分
	場 所			
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での調査 <input type="checkbox"/> その他 ())		
高齢者	ふりがな 氏 名	男性	<input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/>
	生年月日	年 月 日	(歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ())		
	電 話	() -		
	職業等			
養護者等	ふりがな 氏 名	男性	<input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/>
	生年月日	年 月 日	(歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ())		
	電 話	() -		
	職業等			
虐待の状況	高齢者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 () <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待		
虐待の内容				
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由				
警察の援助を必要とする理由				
担当者・連絡先		所属・役職 :		
		氏 名 :		
		連絡先(電話番号) :		

老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由による措置（以下「措置」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 措置の対象者は、65歳以上の者であって、やむを得ない事由により同法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービス（以下「介護保険サービス」という。）を利用するすることが著しく困難な者（以下「要措置者」という。）とする。

2 前項のやむを得ない事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本人が家族等から虐待又は無視を受けている場合
- (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない場合
- (3) その他市長がやむを得ない事由と認める場合

(措置の内容)

第3条 市長は、要措置者に対し、必要に応じて、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 介護保険法に規定する居宅サービスを供与すること。
- (2) 介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所させること。
- (3) その他必要な便宜を供与すること。

(措置の決定)

第4条 市長は、第2条に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに市職員又は地域包括支援センター等の職員により、当該者の実態を調査するものとする。

2 市長は、要措置者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合には、必要に応じて要介護認定を受けさせるものとする。ただし、急を要する場合には、次項の規定による措置の決定後において又は当該措置の開始後において要介護認定を受けさせることができる。

3 市長は、第1項の実態調査及び前項の要介護認定の結果、並びに次に掲げる事項を総合的に勘案して、措置の決定を行う。

- (1) 当該者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れの有無
- (2) 緊急性の有無
- (3) 当該者及び家族等の身体・精神の状況並びにその置かれている環境
- (4) 近隣住民等の生活への影響
- (5) 高齢者虐待等対策検討会等、関係機関からの意見
- (6) その他、当該者及び家族等の福祉を図るために必要な事情

4 市長は、措置を決定したとき又は変更をしたときは、措置決定通知書（様式第1号）により、当該者に通知するものとする。

(事業の委託)

第5条 市長は、措置を決定した場合は、必要に応じ法の規定による老人居宅生活支援事業を行う者、又は特別養護老人ホームの設置者（以下「事業者」という。）に第3条各号に掲げるサービスを提供することを委託するものとする。

2 市長は、前項の規定による委託を行う場合は、措置委託通知書（様式第2号）により当該委託する事業

者に対し通知するものとする。

3 市長は、事業者が前項の規定による委託を正式な理由なく拒んだときは、老人福祉法第20条の規定により当該事業者に措置を受託させるものとする。

(措置の期間)

第6条 介護老人福祉施設への措置の期間は、概ね1ヶ月とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、必要最小限の範囲で延長することができる。

(費用の支弁)

第7条 市長は、措置に要する費用を支弁する。

2 市長は、措置を受ける者（以下「被措置者」という。）が介護保険法の規定により当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付を受けた場合は、その保険給付相当額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による介護扶助を受けた場合はその介護扶助相当分又は介護保険法の規定による利用者負担の軽減措置を受けた場合はその軽減分を上乗せした額）を支弁する費用から除くものとする。

(費用の請求)

第8条 事業者は、措置に要する費用について、措置費請求書（様式第3号）により市長に請求する。

(費用の徴収)

第9条 市長は、第7条の規定により費用を支弁した場合は、被措置者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用を徴収する。

(費用の免除)

第10条 前条の費用徴収を免除するときは、松江市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する要綱に基づき行うものとする。

(措置の変更)

第11条 市長は、被措置者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至ったときは、措置を変更するものとする。

(措置の解除)

第12条 市長は、被措置者が次のいずれかに該当するに至ったときは、措置を解除するものとする。

- (1) 介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護保険サービスの利用等に関する契約を行うことができたようになったとき。
- (2) 成年後見制度等に基づき、被措置者を代理する後見人等を活用することにより、介護保険サービスの利用等に関する契約を行うことができたようになったとき。
- (3) その他やむを得ない事由の解消により、被措置者が介護保険サービスの利用等に関する契約を行うことが可能になったと市長が認めたとき。

(成年後見制度の活用)

第13条 市長は、被措置者が介護保険サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため、特に必要があると認めるときは、当該被措置者が成年後見制度を活用できるよう援助するものとする。

(その他)

第14条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

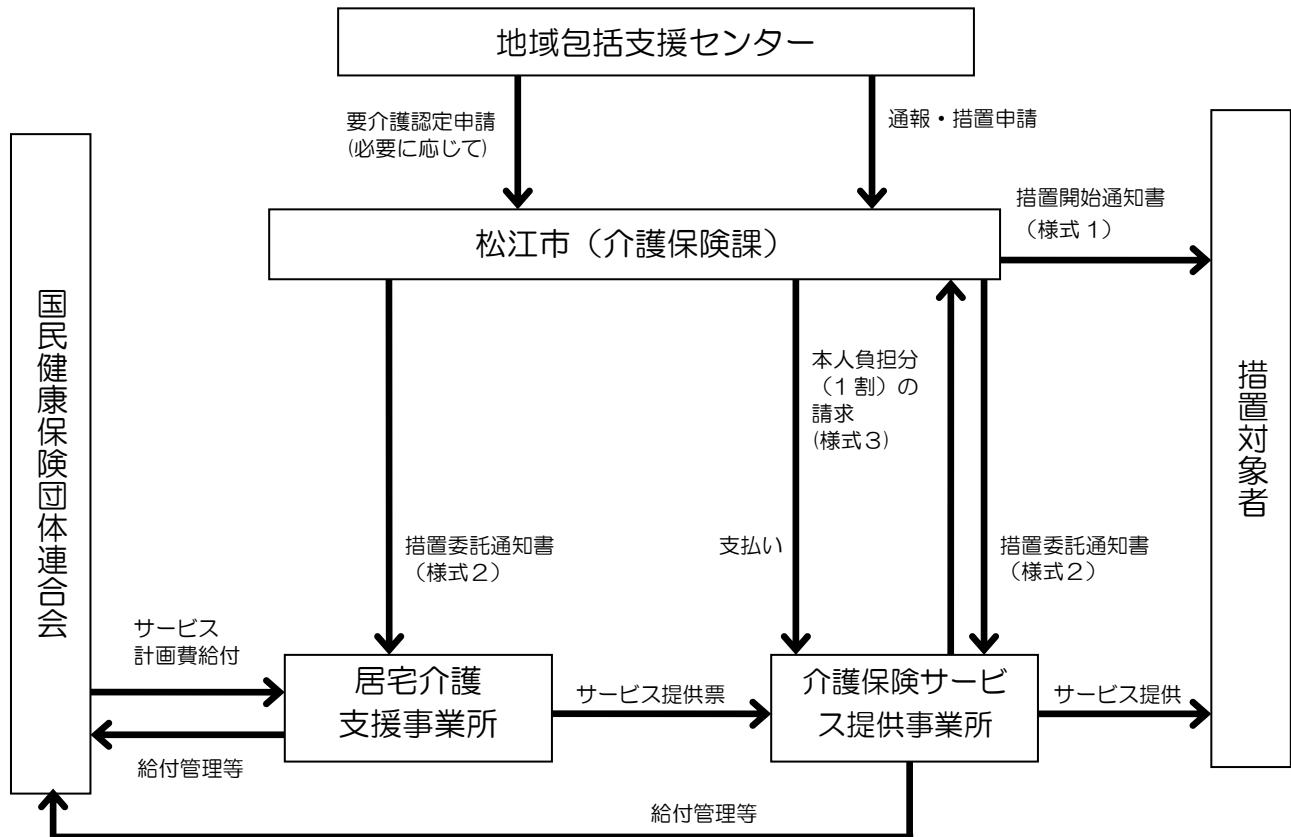
附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

●居宅におけるやむを得ない事由による措置



養護老人ホームへの緊急入所措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者虐待等により、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号の規定に基づく養護老人ホームへの入所措置を緊急に行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 緊急措置の対象者は、65歳以上の者であって、やむを得ない事由により緊急的に養護老人ホームへの入所が必要な者（以下「要措置者」という。）とする。

2 前項のやむを得ない事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本人が家族等から虐待又は無視を受けている場合
- (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない場合
- (3) その他市長がやむを得ない事由と認める場合

(緊急措置の内容)

第3条 市長は、要措置者を緊急的に養護老人ホームへ入所させ、必要な支援を行うものとする。

(緊急措置の決定)

第4条 市長は、第2条に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに市職員又は地域包括支援センター等の職員により、当該者の実態を調査するものとする。

2 市長は、次に掲げる事項を総合的に勘案して緊急措置の決定を行う。

- (1) 当該者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れの有無
- (2) 緊急性の有無
- (3) 当該者及び家族等の身体・精神の状況並びにその置かれている環境
- (4) 近隣住民等の生活への影響
- (5) 高齢者虐待等対策検討会等、関係機関からの意見
- (6) その他、当該者及び家族等の福祉を図るために必要な事情

3 市長は、前項により緊急措置の決定を行った場合は、養護老人ホーム入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができる。

4 市長は、緊急措置を決定したときは、措置決定通知書（様式第1号）により、当該者に通知するものとする。

(事業の委託)

第5条 市長は、緊急措置を決定した場合は、措置委託通知書（様式第2号）により養護老人ホームの施設長に対し通知する。

2 市長は、事業者が前項の規定による委託を正当な理由なく拒んだときは、老人福祉法第20条の規定により当該事業者に措置を受託させるものとする。

(緊急措置の期間)

第6条 養護老人ホームへの緊急措置の期間は、概ね1ヶ月とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、必要最小限の範囲で延長することができる。

(費用の支弁及び負担)

第7条 緊急措置に伴う松江市が支弁する費用及び措置対象者等が負担する費用については、松江市老人福祉施設入所措置に係る費用徴収規則に基づき行うものとする。

(緊急措置の解除)

第8条 市長は、被措置者が、介護保険サービスの利用等により安定した生活が確保できると判断したときは、緊急措置を解除することができる。

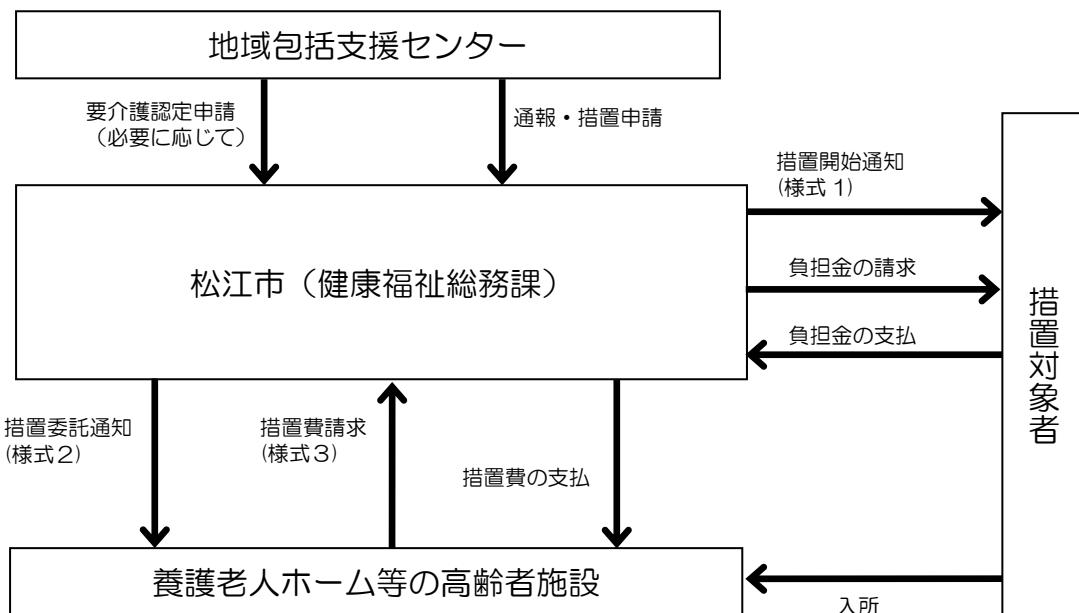
(その他)

第9条 前各条に定めるものほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

●高齢者施設等への措置



特別養護老人ホームの「特例入所者」の取扱いについて

1. 入所申込み時における松江市（保険者）への報告と意見照会

- (1) 施設は、要介護1又は要介護2の方から入所申込みがあった場合には、入所申込者に対して、入所申込書に居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない理由を記載するよう求めること。
- (2) 施設は、要介護1及び要介護2の方から入所申し込みを受けた場合、以下の書類を添えて松江市（保険者）に報告するとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するかどうかについて意見を求める。

【報告時の必要書類】

- ① 特例入所者についての意見照会書（入所申込み時） [様式1]
 - ② 入所申込書〔各施設の様式〕
 - ③ 介護支援専門員意見書等〔各施設の様式〕
- (3) 松江市（保険者）は、(2)の意見照会に対し、施設からの上記報告を受け、保険者としての意見を文書で回答する。

【特例入所対象者と認められる者】

- ア、認知症であるものであって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- イ、知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ウ、家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- エ、単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2. 特例入所対象者の入所決定時における松江市（保険者）への再照会

- (1) 施設は、要介護1及び要介護2の者の入所を決定する際には、改めて松江市（保険者）へ特例入所対象者と認められるか否かについて意見を求める。

【入所決定時の必要書類】

- ① 特例入所者についての意見照会書（入所決定時） [様式2]
- (2) 松江市（保険者）は、(1)の意見照会に対し、保険者としての意見を文書で回答する。
- (3) 施設は、入所検討委員会において、(2)の回答を踏まえ、入所についての判断を行うとともに、入所を決定した場合は特例入所者として松江市（保険者）へ報告すること。

※報告は任意の様式により文書で行う。

3. その他

- (1) 市外からの入所申込者の特例入所対象者の判断にあたっては、入所申込者の保険者の取扱いに従うこと。

- ② 入所申込者が入院等により認定期限切れや申請中の場合、虐待等により明らかに施設入所を要する状態だが認定未申請の場合等、認定結果を待たずに入所申込みをする必要がある場合は、特例入所対象者と同様の取扱いを行うこととする。(ただし、これらの者が入所決定時に要介護 3 以上の認定を受けている場合は、特例入所対象者とはしない。)
- ③ 今後国からの様式等が示されたときは、それに従い様式等を見直すこととする。

松江市地域密着型サービス事業の利用に係る基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法78条の2第8項及び法第115条の12第6項の条件（以下「条件」という。）についての基本的な方針を定め、介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の円滑なサービス利用に資することを目的とする。

(他市区町村から転入した者による地域密着型サービス事業所の利用)

第2条 他市区町村から転入し、松江市内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所のうち、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用を希望する者は、転入後3箇月を経過した者に限るものとする。

(例外措置)

第3条 前条の規定にかかわらず、他市区町村から松江市に転入した（する）者が次の条件に該当する場合は、事業所がその旨を事前に松江市へ申請（様式第1号）し、許可（様式第2号）を得た場合は、松江市内の地域密着型サービスを利用することができる。

- (1) 利用希望者の金銭管理、各種官公署の手続き、その他日常生活上の諸手続きを主として担う者の転入に伴い松江市に転入した（する）者
- (2) 1年以上松江市内に居住する2親等以内の親族の住所へ転入した（する）者
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が必要と認められる者
- (4) その他、早急にサービスの利用が必要と認められる者

(施設の要件)

第4条 前条の規定による利用希望者を受け入れることができる事業所は次の要件を満たさなければならない。

- (1) 開設から1年を経過していること
- (2) 利用申請をしている既存の待機者がいない又は既存の待機者より利用の必要性が高いこと
- (3) 前条の規定による受け入れ人数が、1ユニット1名以下であること
なお、その者の利用が1年を経過したときは、1ユニット1名の規定から除外する

附 則

この基本方針は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成29年11月1日から適用する。

相談・連絡先一覧（令和7年4月～）

【養護者による高齢者虐待に関すること】

◎松江市介護保険課

住 所：松江市末次町86 松江市役所
電 話：0852-55-5568
FAX：0852-55-6186

◎松江市地域包括支援センター（下記の担当センターへご連絡ください）

担当の公民館区	担当センター	住所・連絡先
城北・城西・城東 白鴎・朝日・雑賀	中央地域包括支援センター	千鳥町70 総合福祉センター内 電話：24-6878 FAX：21-5377
川津・朝酌・持田 本庄・島根・ 美保関・八束	松東地域包括支援センター	西川津町825-2 シルバーワークプラザ3階 電話：24-1810 FAX：28-6628
	松東地域包括支援センター サテライト	美保関町下宇部尾61-2 松江市美保関支所内 電話：72-9355 FAX：72-3633
法吉・生馬・古江 秋鹿・大野・鹿島	松北地域包括支援センター	鹿島町佐陀本郷640-1 松江市鹿島支所内 電話：82-3160 FAX：82-2582
	松南第1地域包括支援センター	大庭町735 電話：60-0783 FAX：25-7830
竹矢・八雲・東出雲	松南第2地域包括支援センター	東出雲町揖屋1216-1 ヨリアイーナ東出雲 電話：52-9570 FAX：52-9566
乃木・忌部・玉湯 宍道	湖南地域包括支援センター	乃白町32-2 保健福祉総合センター3階 電話：24-1830 FAX：60-9130
	湖南地域包括支援センター サテライト	宍道町上来待213-1 宍道健康センター内 電話：66-9355 FAX：66-2209

【養介護施設従事者等による高齢者虐待に関すること】

松江市介護保険課 電話0852-55-5689